

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月28日大府市条例第34号

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限

度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例 (昭和53年大府市条例)

	第28号) による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	大府市障がい者医療費助成に関する条例 (昭和57年大府市条例第41号) による障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する事務 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務を除く。以下「障害児福祉手当等の支給に関する事務」という。) であって規則で定めるもの
5 市長	後期高齢者福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務 (学校保健安全法 (昭和33年法律第56号) による医療に要する費用についての援助に関する事務を除く。以下「就学援助に関する事務」という。) であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法 (昭和25年法律第226号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第4号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」

		<p>という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。))又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。))の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。))であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>大府市障がい者医療費助成に関する条例による障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>障害児福祉手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>後期高齢者福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則</p>

		で定めるもの
--	--	--------

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの